に限る。）、同令第二十七条の十二の五を削る改正規定、同令第二十七条の十三第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」を「及び第四十二条の十二の四第六項」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の十二の改正規定、同令第三十九条の十二の二第一項の改正規定、同令第三十九条の十二の三の改正規定、同令第三十九条の三十三の四の改正規定、同令第三十九条の四十七の改正規定、同令第三十九条の四十八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第六十八条の十五の五第六項及び第六十八条の十五の六第十六項」を「及び第六十八条の十五の五第六項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「、第六十八条の十五の五第六項若しくは第六十八条の十五の六第十六項」を「若しくは第六十八条の十五の五第六項」に改める部分及び同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とする部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第十二号ロ」を「第十一号ロ」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の百十二の改正規定、同令第三十九条の百十二の二第一項の改正規定及び同令第三十九条の百二十六の四の改正規定並びに附則第六条の規定　平成二十九年四月一日

附則第一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　次に掲げる規定　平成三十一年十月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第二十七条の五第十一項の表の改正規定、同令第二十七条の六第十一項の表の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の九第十二項の表の改正規定、同令第二十七条の十二の三第八項の表の改正規定、同令第三十八条第六項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十八条の四第四十四項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十第十一項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十一第十二項の表の改正規定（同表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分及び同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の四十三第八項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十五の四第十項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の九十六第七項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の九十七第十九項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）並びに附則第十四条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第三十三条及び第三十四条の規定

ロ　第六条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十二条第二項の表の改正規定及び同令附則第十九条第二項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）並びに附則第十四条、第二十一条、第二十六条、第二十八条第一項、第三十三条及び第三十四条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第四十一条を削る。

附則第四十二条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条を附則第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十号

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十八条、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十四条、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条ただし書中「規定は、」を「規定は」に改め、「から」の下に「、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から」を加える。

附則第四条第一項中「この項」を「この条」に、「平成二十九年三月から五月まで」を「平成三十一年九月から十一月まで」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項の表中「二十九年旧地方税法」を「三十一年旧地方税法」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

附則第五条の表中「二十九年旧地方税法」を「三十一年旧地方税法」に改める。

附則第六条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「十九分の十」を「十七分の十」に、「十九分の九」を「十七分の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

附則第七条のうち予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第十九条第二号の改正規定中「百分の十九・五」を「百分の二十・八」に改める。